令和８年第１回君津市議会臨時会議案

令和８年１１月１３日

君　　津　　市

令和８年第１回君津市議会臨時会付議議案目録

議　案　番　号	件　　名	頁
議案第　１　号	副市長の選任について	1
議案第　２　号	君津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	3
報告第　１　号	専決処分の報告について	7

議案第１号

副市長の選任について

君津市副市長に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１６２条の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　千葉県木更津市

氏　　名　竹　内　一　視（５９歳）

令和８年１１月１３日提出

君津市長　石　井　宏　子

議案第２号

君津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

君津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年１１月１３日提出

君津市長　石　井　宏　子

提案理由

調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理について、新たに規定を整備するため、君津市火災予防条例（昭和４６年君津市条例第２６号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第　　号

君津市火災予防条例の一部を改正する条例

君津市火災予防条例（昭和４６年君津市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１８条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第１９条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第２０条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

第２１条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

報告第１号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和８年７月６日、午後５時頃、君津市中野三丁目１５番地先で発生した事故。 相手方が、大野原公園内を歩いていたところ、樹木の根によって浮き上がっていたブロックで転倒し、負傷したもの。
和解の相手方	個人（君津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、７，１４６円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和８年１０月３０日

令和８年１１月１３日提出

君津市長　石　井　宏　子